

ふるさと納税とは

労働人口が都市部に集中しがちな時代背景に、多くの人は地方で生まれ、故郷の市町村の自治体が提供している医療、学校や福祉などの住民サービスの恩恵を受けて育ちますが、その後進学や就職を機に地元を離れてしまうと納税を行う先は就労した時に住んでいる自治体となってしまいます。そうすると、地方の自治体はサービスを提供するばかりでサービスを提供するために必要な財源である各種税金を納税してもらえない事になります。そのような背景から自分達を育ててくれた故郷である自治体に対して自分の意思で納税できる仕組みがあってもよいのではないだろうか？という問題提起が起き、制度化され「ふるさと納税」という名前になりました。

名前に「納税」という言葉が使われていますが実際にお金を納める方法は納税という形ではなく、寄附金の扱いとなります。また「ふるさと納税」だから出身地や居住した事がある自治体に限られるわけではなく、自分で自由に選んだ自治体を寄附金先に選ぶ事ができます。各自治体の考え方や現状、寄附金の使用目的などを見て応援したい所に寄附する事ができます。

控除を受けるには確定申告が必要

納税する側から見ると基本的な流れは以下のようになります。

1. 「ふるさと納税」で寄附を行って領収書をもらう(寄附先の自治体との手続き)
2. 確定申告または住民税申告を行う(居住地の税務署または自治体との手続き)

イメージとしては「寄附先の自治体からもらった領収書を使って所得税または住民税を安くする手続きを行う」感じです。そのため、寄附を行っても領収書を紛失してしまった場合は手続きが行えず、税金の控除申請を行う事ができませんので「寄附をしたら税金が安くなる」という風に勘違いしないようにしてください。「ふるさと納税」がお得といわれるのは、上限を守って寄付をすれば実質 2,000 円のみ負担額で、自治体によっては、いつもは 2,000 円では手に入らないような返礼品が用意されている点です。「割の良いお取り寄せ」としての返礼品に対する評価とも言えます。

控除される金額には上限がある

ふるさと納税を行うと、所得税や住民税より寄付金から自己負担額 2,000 円を引いた分の全額が控除されます。その控除される金額には実は上限があり、その上限額を超えて寄付をしてしまうと、負担額が最低金額の 2,000 円を超えてしまうので注意が必要です。お得にふるさと納税を利用するには、まずは 2,000 円の負担のみで控除を受けられる寄付金の限度額を知る必要があります。

この上限の金額は収入や家族構成で異なってきます。ふるさと納税で控除にできる上限額が世帯で異なる理由の一つは税額の算出をする場合、他にも多くの種類の控除が設定されているためです。住宅ローン控除や医療費控除など各種控除を利用している場合は、その分ふるさと納税する事で控除に使える額が少なくなります。

控除限度額の概算は以下の通りになります。

$$\text{ふるさと納税の寄付金限度額} = (\text{住民税所得割額} \times 20\%) - (90\% - \text{所得税率}) + 2 \text{ 千円}$$

こちらの式は住民税の控除(特例分)に「住民税所得割額の 20%まで」という上限が設けられていますのでそれを利用して控除限度額を割り出す方法です。